

国立大学法人千葉大学の運営費交付金の使途及び運営費交付金債務等の収益化
要領

(趣旨)

第1 国立大学法人千葉大学（以下「本学」という。）における運営費交付金の使途及び運営費交付金債務、授業料債務の収益化は、国立大学法人会計基準によるほか、本要領によるものとする。

(運営費交付金の使途)

第2 本学に交付される運営費交付金の使途は、次の各号に掲げる経費に当てるものとする。

- 一 基幹運営費交付金のうち文部科学省から使途を定められた経費
 - 二 特殊要因経費
 - 三 学内において業務達成基準として認められた経費
 - 四 医学部附属病院における固定資産取得経費（診療行為に係る償却資産は除く。）
 - 五 人件費（第1号から第3号に含む人件費及び外部資金により支払うものを除く。）
- 2 賞与については、賞与を支払う年度において受領した運営費交付金によりその全額を支払うこととし、支払いの前年度以前において引当金を計上しない。ただし、外部資金により支払う者についてはこの限りではない。

(収益化基準)

- 第3 運営費交付金債務の収益の計上は、原則として期間進行基準によるものとする。ただし、文部科学省が別に定める取扱いに従い収益化するもの及び学内において業務達成基準として認められたものは、この限りではない。
- 2 前項の規定にかかわらず、期間進行基準により収益化する運営費交付金債務のうち、天災地変等による業務の中断等により、当事業年度に予定していた事業を実施することができないことが明らかな場合は、当該運営費交付金債務を収益化しないものとする。
- 3 授業料債務の収益の計上は、期間進行基準によるものとする。
- 4 前3項以外の預り債務（寄附金債務・預り補助金等・前受受託研究費・前受共同研究費・前受受託事業費等・預り施設費）の収益の計上は、費用進行基準によるものとする。
- 5 業務達成基準の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(収益化の時期)

- 第4 期間進行基準により収益化する運営費交付金債務及び授業料債務は、毎月予定額をもって収益化するものとする。
- 2 費用進行基準により収益化する運営費交付金債務は、毎月費用発生額をもって収益化するものとする。
- 3 業務達成基準により収益化する運営費交付金債務は、期末に当該事業の達成度に応じて収益化するものとする。

- 4 前3項のほか、リース取引・割賦契約により取得した固定資産は、毎月の元本相当額のリース料・返済額をもって、取得財源の預り債務（運営費交付金債務・授業料債務・寄附金債務等）を収益化するものとする。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成17年3月23日から実施し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成18年5月26日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成21年3月18日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年9月28日から実施し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年7月20日から実施し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年1月1日から実施する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この要領は、令和4年10月6日から実施し、令和4年4月1日から適用する。